平成２４年（フ）第９号
広島県福山市津之郷町大字加屋317番地１、旧住所広島県福山市鞆町後地382番地１
債務者　松岡　泰樹
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１０号
広島県福山市木之庄町１丁目16番26―301号サトウハイツ
債務者　竹中　秀二
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１１号
広島県福山市千田町３丁目18番17―８号
債務者　がんここと　重政　道教
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月11日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７５号
名古屋市緑区鳴子町４丁目42番地の２　さくら交通鳴子寮２ＦＣ号
債務者　新里　和美
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第９０６号
神戸市長田区宮丘町１丁目３番４号　リーフテラス202号、従前の住所神戸市東灘区深江南町３丁目４番10号
債務者　冨久　祐次
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３０６号
神戸市兵庫区湊町４丁目２番12―704号
債務者　杉本　京子
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３６４号
神戸市長田区二葉町２丁目８番１号　北川ビル302号室、外国人登録原票上の住所神戸市東灘区御影塚町１丁目３番26号　那古の浦パークハイツ　30Ｆ号
債務者　新井伯幸こと　朴　　永錦
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１３９０号
神戸市東灘区西岡本２丁目25番４―504号
債務者　芦原　清志
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１４５５号
神戸市兵庫区羽坂通４丁目１番１―801号
債務者　奥廣　俊和
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住６―201号
債務者　松井　修三
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第６号
神戸市須磨区白川台１丁目35番地の２　市住６―201号
債務者　松井千恵子
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９号
神戸市長田区庄田町３丁目４番７号、従前の住所神戸市長田区明泉寺町１丁目１番５号
債務者　久保　修二
１　決定年月日時　平成24年２月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月13日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７号
鹿児島県鹿屋市西原１丁目27番県２―205号
債務者　重吉　清継（旧姓村山）
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月16日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第３６４号
神奈川県三浦市晴海町19番44号
債務者　甘田　由美
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５号
神奈川県横須賀市池上３丁目８番11号　黒田ハイツ204
債務者　高野　圭子
１　決定年月日時　平成24年２月７日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２３年（フ）第２７７号
島根県雲南市掛合町掛合2295番地１
債務者　白築　正已
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
松江地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９号
松江市黒田町442番地１　サーパス城山西通り707号
債務者　笹部　美和
１　決定年月日時　平成24年２月８日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月17日まで
松江地方裁判所民事部